

II. 教育学研究科の教育課程等

授業時間

3時限	12:50~14:20
4時限	14:35~16:05
5時限	16:20~17:50
6時限	18:00~19:30
7時限	19:40~21:10

平成30年度学生便覧から一部を抜粋したものです。事前の手続きが必要な場合や入学前に申請が必要な場合もありますので注意してください。

(1) 修学の形態・方法

① 授業時間帯

教育学研究科の授業時間帯を原則として3時限以降に設定します。

また、6時限(18:00~19:30)、7時限(19:40~21:10)を特に設け、時間割の流動的な編成によって現職教員学生等の修学が容易になるように措置します。

② 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例

第一年次においては、勤務校(研究機関を含む)を離れて本研究科の授業・研究に専念し、原則として、22単位以上を履修するものとします。

第二年次においては、勤務校(研究機関を含む)に復帰し、勤務しながら定期的に通学し、研究科の授業及び指導を受けるものとします。

③ 長期履修学生

職業を有している等の理由により、1年間に修得できる単位数が限られ、標準修業年限(2年)以上の修業を余儀なくされる場合は、本人の申請に基づき審査の上、標準修業年限を超えて計画的に履修することを認め、かつ、その間の授業料負担を軽減することがあります。許可する修業年限は3年または4年です。

入学後(1年次)に「長期履修学生」を申請することも可能ですが、この場合の授業料負担の軽減適用は、翌年度からになります。

長期履修学生が入学後、修学状況等の変動により修業年限を短縮し、申請年度での修了を希望する場合など、修業年限を変更する場合は所定の手続きが必要です。なお、短縮の場合は通常の修業年限(2年)より短縮することはできません。また、所定の算出方式による在学生の数が収容定員を超えている場合は許可されません。

(2) 履修基準及び履修方法

本研究科において修得しなければならない最低の単位数は、次のとおりです。

① 学校教育専攻

専攻	専修	最低修得単位数		
学校教育	学校教育	4単位 本専修の10分野から1分野を選択し、特論1科目2単位と特別演習1科目2単位を修得すること。	4単位 左で選択した分野以外の分野から、4単位を修得すること。	8単位(※) 「学校教育実践総論」2単位を含み、本専修の授業科目から8単位を修得すること。
障害児教育	障害児教育	4単位(※) 障害児教育専攻の授業科目から4単位を修得すること。		
教科教育	教科教育	4単位(※) 教科教育専攻の授業科目から4単位を修得すること。		
課題研究		6単位		
合計		30単位		

(※) 研究科共通科目「教員インターン実習Ⅰ」「教員インターン実習Ⅱ」「教職実践研究」は、※印を付した欄のいずれかに、それぞれ2単位を上限として算入することができる。

(注) 学校教育専修以外の授業科目を履修するときは、特論又は特講の授業科目を選ぶことを原則とし、それ以外の授業科目を選ぶときは、当該授業科目の担当教員から承諾を得なければならない。

②障害児教育専攻

専攻	専修	最低修得単位数		
障害児教育	障害児教育	6単位 本専攻の3分野から1分野を選択し、特論1科目2単位と特別演習を同一A・Bをセットで2科目4単位を修得すること。	4単位 左で選択した分野以外の分野から、特論2科目4単位を修得すること。	4単位(※) 本専攻の授業科目から4単位を修得すること。
学校教育	学校教育	6単位(※) 「学校教育実践総論」2単位を含み、学校教育専攻の授業科目から6単位を修得すること。		
教科教育	教科教育	4単位(※) 教科教育専攻の授業科目から4単位を修得すること。		
課題研究		6単位		
合計		30単位		

(※) 研究科共通科目「教員インターン実習Ⅰ」「教員インターン実習Ⅱ」「教職実践研究」は、※印を付した欄のいずれかに、それぞれ2単位を上限として算入することができる。

(注) 障害児教育専攻以外の授業科目を履修するときは、特論、特講又は「学校教育実践総論」の授業科目を選ぶことを原則とし、それ以外の授業科目を選ぶときは、当該授業科目の担当教員から承諾を得なければならない。

③教科教育専攻

専攻	専修		最低修得単位数	
教科教育	教科教育	教科教育に関する科目	6単位 所属する専攻の教科教育に関する科目から6単位を修得すること。	4単位(※) 本研究科の全専攻の授業科目から4単位を修得すること。
		教科専門に関する科目	6単位 「〇〇〇教科内容論」2単位を含み、所属する専攻の教科専門に関する科目から6単位を修得すること。	
		専修共通科目	2単位 所属する専攻の専修共通科目「〇〇〇実践特別演習」から2単位を修得すること。	
学校教育	学校教育		2単位 学校教育専攻の「学校教育実践総論」2単位を修得すること。	4単位 学校教育専攻及び障害児教育専攻の「特論」又は「特講」科目から4単位を修得すること。
障害児教育	障害児教育			
課題研究			6単位	
合計			30単位	

(※) 研究科共通科目「教員インターン実習Ⅰ」「教員インターン実習Ⅱ」「教職実践研究」は、※印を付した欄に算入することができる。

(注) 所属専攻以外の授業科目を履修するときは、特論、特講又は「学校教育実践総論」の授業科目を選ぶことを原則とし、それ以外の授業科目を選ぶときは、当該授業科目の担当教員から承諾を得なければならない。

別表

本研究科で取得できる専修免許状の種類及び教科等

(※教職再課程認定申請中。文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教育学研究科	○	○	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 — — 保健体育 技術 家庭 — — 外国語(英語)	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 工芸 書道 保健体育 — 家庭 農業 工業 外国語(英語)	知的障害 肢体不自由 病弱

1. 専修免許状の取得には、当該1種免許状を有しているか、取得要件を満たしていることが必要です。

2. 各自が取得しようとする専修免許状に応じて、必要な単位数を修得しなければなりません。